生駒市条例第17号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する 条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 (令和元年8月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考第6項を削り、同表備考第7項中「教育・保育給付認定保護者等が」を「教育・保育給付認定保護者等(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。)が」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第8項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項」に、「児童福祉法第7条第1項」を「児童福祉法第43条の2」に、「若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)」を「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)若しくは同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)」に改め、同項の表中「若しくは医療型児童発達支援」を「、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業等」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第9項を同表備考第

附則

この条例は、公布の日から施行する。